

**令和 7 年度
包括外部監査結果に対する
措置状況報告書**

令和 8 年 8 月
青森市

目 次

令和7年度包括外部監査結果に対する措置状況について	…	1
包括外部監査結果に対する措置状況一覧	…	3
令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票		
1 経済部 観光課		
（1）補助対象経費の確認方法の見直し	…	5
（2）貸与物品の管理について	…	6
（3）指定管理事業と自主事業の経費負担について	…	7
（4）実態と乖離した業務用施設使用料の徴収について	…	8
（5）貸与物品の管理について	…	9
（6）適切な会計帳簿書類の保管について	…	10
（7）閉館時間の短縮検討について	…	11
（8）収蔵庫内物品の管理について	…	12
（9）適格請求書保存の不備	…	13
（10）備品シールの未貼付	…	14
（11）貸付備品一覧の整備について	…	15
（12）指定管理業務仕様書の記載内容の見直し	…	16
（13）決算書の記載誤りについて	…	17
（14）決算書と預金通帳の整合性確認の実施	…	18
（15）計算書類間の不一致及び市のモニタリング体制について	…	19
（16）指定管理料に関する募集要項と実態の乖離及び情報開示の適正化について	…	20
（17）管理運営仕様書の簡素化と成果重視のモニタリング体制への転換について	…	21
（18）収支決算書の確認体制の整備及び検証証跡の保存について	…	22
（19）インバウンド需要の補足による収益最大化と二層性料金制の導入検討について	…	23
（20）施設の老朽化に伴う計画的な修繕計画の策定及び予算措置の適正化について	…	24
2 経済部 交流推進課		
（1）MICE 開催事業補助金における単価設定の検証と記録について	…	25
（2）観光交流サポーターの活動活性化に向けたニーズ把握と施策改善について	…	26
（3）備品類の管理について	…	27
（4）収支決算書の検証について	…	28
（5）指定管理者と所管部署のコミュニケーションについて（主に指定管理者の要望に対する市の対応）	…	29

(6) 重要な施策としての出張復命書における評価・検証の充実について	...	30
(7) 複数年度にわたる大規模プロジェクトの全体予算管理について	...	31
3 農林水産部 水産振興センター		
(1) 自主事業の実施内容・収支等の適切な把握について	...	32
(2) 海づり公園における高齢者減免制度の周知について	...	33
(3) 減免申請書における減免理由記載の徹底について	...	34
(4) 入園者増加施策について（利用者ニーズの把握について）	...	35
(5) 入園者増加施策について（釣果情報のインターネットでの提供について）	...	36
(6) 入園者増加施策について（早朝開園について）	...	37
(7) 入園者増加施策について（釣り仕掛け販売について）	...	38
(8) 入園者増加施策について（ホームページ情報の充実について）	...	39
4 浪岡振興部 地域振興課		
(1) 管理運營業務に係る収支の状況の未入手について	...	40
(2) 月次報告に係る出納管理簿の未入手について	...	41
(3) 破損備品の放置及び報告手続の不備について	...	42
(4) 貸出備品に係る備品管理シールの未更新について	...	43
(5) 決算書提出期限の明確化について	...	44
(6) 指定管理に係る決裁日付の適正な記録について	...	45
(7) 経費精算について	...	46
(8) 繰越金の誤処理について	...	47
(9) 浪岡地区移住・定住促進協議会の文書保存期間について	...	48
(10) 協議会における工事契約の業者選定の方法について	...	49
(11) 自家用車燃料費に対する補助額について	...	50
(12) 学生寮の将来ビジョンの早期策定について	...	51
5 企画部 財政課		
(1) 補助金等チェックシートの運用について	...	52
6 企画部 行政資産経営課		
(1) 指定管理者による施設賠償責任保険への加入原則と募集要項の整合性について	...	53
(2) 決算書資料の記載項目の整理について	...	54
7 企画部 連携推進課		
(1) 津軽海峡エリア料理人フォーラムへの負担金支出に伴う事業効果の検証について	...	55
(2) 移住促進事業補助金の確定申告について	...	56
(3) 東青地域移住促進事業における SNS 活用と体験事業の連動性向上について	...	57

(4) 「むつ湾フォーラム」における具体的成果の検証と広域連携の深化について	...	58
(5) 連携事業数（実績値）のカウント方法について	...	59
(6) 公民連携に向けた外部提案の管理と検討プロセスの可視化について	...	60
8 総務部 総務課		
(1) 措置状況報告における定義の明確化と実効性の確保について	...	61

令和 7 年度包括外部監査結果に対する措置状況について

1 令和 7 年度包括外部監査結果の概要（令和 8 年 3 月 2 7 日に包括外部監査人から報告）

（１）監査のテーマ

「交流人口の増加及び関係人口の創出に向けた施策及び事業に係る財務事務の執行について」

※青森市総合計画前期基本計画における「仕事をつくる」分野のうち、「政策 4 国内外の観光需要の取り込み」及び「政策 5 連携や交流による地域活力の強化」を監査対象として選定

（２）監査の対象期間

令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで）

（３）監査の結果（指摘事項及び意見の件数）

〔指摘事項〕 今後、措置することが必要であると判断した事項 1 9 件

〔意 見〕 施策や事業の運営合理化のために、改善を要望するもの 3 8 件

担当課名		指摘事項	意見
政策 4 国内外の観光需要の取り込み		1 7 件	2 9 件
経済部	観光課	9 件	1 1 件
	交流推進課	2 件	5 件
農林水産部	水産振興センター	1 件	7 件
浪岡振興部	地域振興課	5 件	3 件
企画部	財政課	0 件	1 件
	行政資産経営課	0 件	2 件
政策 5 連携や交流による地域活力の強化		2 件	8 件
企画部	連携推進課	1 件	5 件
浪岡振興部	地域振興課	1 件	3 件
措置状況の監査		0 件	1 件
総務部	総務課	0 件	1 件
合 計		1 9 件	3 8 件

2 指摘事項及び意見への対応

(1) 措置状況区分

区 分	対応の内容
措 置 済	是正又は改善が完了したもの
措 置 中	是正又は改善のための対応に着手しているもの
措置予定	是正又は改善の内容が決定しているが未着手のもの
検 討 中	対応の要否又は是正若しくは改善の方法について検討しているもの
現状維持	検討の結果、現行の取扱いを継続するもの

(2) 措置状況区分別件数（令和8年7月末時点）

（単位：件）

担当課名		指摘事項					意見						合計	
		措置済	措置中	措置予定	検討中	現状維持	小計	措置済	措置中	措置予定	検討中	現状維持		小計
国内外の観光需要の取り込み		13	1	3	0	0	17	14	1	7	4	3	29	46
経済部	観光課	7		2			9	5		1	3	2	11	20
	交流推進課	2					2	1	1	2		1	5	7
	農林水産部	1					1	5		2			7	8
	浪岡振興部	3	1	1			5	2		1			3	8
	企画部						0			1			1	1
	行政資産経営課						0	1			1		2	2
連携や交流による地域活力の強化		2	0	0	0	0	2	5	0	1	2	0	8	10
企画部	連携推進課	1					1	4		1			5	6
浪岡振興部	地域振興課	1					1	1			2		3	4
措置状況の監査		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
総務部	総務課						0	1					1	1
合 計		15	1	3	0	0	19	20	1	8	6	3	38	57

包括外部監査措置状況一覧

《テーマ》 交流人口の増加及び関係人口の創出に向けた施策及び事業に係る財務事務の執行について

包括外部監査結果報告書						措置状況報告書	
指摘事項及び意見の表題		指摘事項	意見	計	記載頁	区分	記載頁
1 経済部 観光課		9件	11件	20件			
1	補助対象経費の確認方法の見直し		意見1		P41	措置済	P5
2	貸与物品の管理について	指摘1			P48	措置済	P6
3	指定管理事業と自主事業の経費負担について	指摘2			P49	措置予定	P7
4	実態と乖離した業務用施設使用料の徴収について	指摘3			P49	措置予定	P8
5	貸与物品の管理について	指摘4			P56	措置済	P9
6	適切な会計帳簿書類の保管について	指摘5			P57	措置済	P10
7	閉館時間の短縮検討について		意見2		P58	現状維持	P11
8	収蔵庫内物品の管理について		意見3		P59	措置済	P12
9	適格請求書保存の不備	指摘6			P66	措置済	P13
10	備品シールの未貼付	指摘7			P66	措置済	P14
11	貸付備品一覧の整備について		意見4		P66	措置済	P15
12	指定管理業務仕様書の記載内容の見直し		意見5		P67	措置予定	P16
13	決算書の記載誤りについて	指摘8			P70	措置済	P17
14	決算書と預金通帳の整合性確認の実施		意見6		P71	措置済	P18
15	計算書類間の不一致及び市のモニタリング体制について	指摘9			P78	措置済	P19
16	指定管理料に関する募集要項と実態の乖離及び情報開示の適正化について		意見7		P78	検討中	P20
17	管理運営仕様書の簡素化と成果重視のモニタリング体制への転換について		意見9		P83	検討中	P21
18	収支決算書の確認体制の整備及び検証証跡の保存について		意見10		P84	措置済	P22
19	インバウンド需要の捕捉による収益最大化と二層性料金制の導入検討について		意見11		P85	検討中	P23
20	施設の老朽化に伴う計画的な修繕計画の策定及び予算措置の適正化について		意見12		P88	現状維持	P24
2 経済部 交流推進課		2件	5件	7件			
1	MICE開催事業補助金における単価設定の検証と記録について		意見13		P92	措置中	P25
2	観光交流サポーターの活動活性化に向けたニーズ把握と施策改善について		意見14		P96	措置予定	P26
3	備品類の管理について	指摘10			P102	措置済	P27
4	収支決算書の検証について	指摘11			P103	措置済	P28
5	指定管理者と所管部署のコミュニケーションについて（主に指定管理者の要望に対する市の対応）		意見15		P105	措置済	P29
6	重要な施策としての出張復命書における評価・検証の充実について		意見16		P112	措置予定	P30
7	複数年度にわたる大規模プロジェクトの全体予算管理について		意見17		P116	現状維持	P31
3 農林水産部 水産振興センター		1件	7件	8件			
1	自主事業の実施内容・収支等の適切な把握について	指摘12			P123	措置済	P32
2	海づり公園における高齢者減免制度の周知について		意見18		P124	措置済	P33
3	減免申請書における減免理由記載の徹底について		意見19		P125	措置済	P34
4	入園者増加施策について（利用者ニーズの把握について）		意見20		P126	措置予定	P35
5	入園者増加施策について（釣果情報のインターネットでの提供について）		意見21		P127	措置済	P36
6	入園者増加施策について（早朝開園について）		意見22		P128	措置予定	P37
7	入園者増加施策について（釣り仕掛け販売について）		意見23		P129	措置済	P38
8	入園者増加施策について（ホームページ情報の充実について）		意見24		P129	措置済	P39

包括外部監査結果報告書					措置状況報告書		
指摘事項及び意見の表題		指摘事項	意見	計	記載頁	区分	記載頁
4 浪岡振興部 地域振興課		6件	6件	12件			
1	管理運営業務に係る収支の状況の未入手について	指摘13			P145	措置予定	P40
2	月次報告に係る出納管理簿の未入手について	指摘14			P146	措置済	P41
3	破損備品の放置及び報告手続の不備について	指摘15			P147	措置中	P42
4	貸出備品に係る備品管理シールの未更新について		意見26		P147	措置済	P43
5	決算書提出期限の明確化について		意見28		P148	措置済	P44
6	指定管理に係る決裁日付の適正な記録について		意見29		P149	措置予定	P45
7	経費精算について	指摘16			P154	措置済	P46
8	繰越金の誤処理について	指摘17			P155	措置済	P47
9	浪岡地区移住・定住促進協議会の文書保存期間について	指摘19			P189	措置済	P48
10	協議会における工事契約の業者選定の方法について		意見35		P191	措置済	P49
11	自家用車燃料費に対する補助額について		意見36		P200	検討中	P50
12	学生寮の将来ビジョンの早期策定について		意見37		P204	検討中	P51
5 企画部 財政課		0件	1件	1件			
1	補助金等チェックシートの運用について		意見25		P138	措置予定	P52
6 企画部 行政資産経営課		0件	2件	2件			
1	指定管理者による施設賠償責任保険への加入原則と募集要項の整合性について		意見8		P80	措置済	P53
2	決算書資料の記載項目の整理について		意見27		P148	検討中	P54
7 企画部 連携推進課		1件	5件	6件			
1	津軽海峡エリア料理人フォーラムへの負担金支出に伴う事業効果の検証について		意見30		P159	措置済	P55
2	移住促進事業補助金の確定申告について		意見31		P164	措置済	P56
3	東青地域移住促進事業におけるSNS活用と体験事業の連動性向上について		意見32		P170	措置済	P57
4	「むつ湾フォーラム」における具体的成果の検証と広域連携の深化について		意見33		P173	措置予定	P58
5	連携事業数（実績値）のカウント方法について	指摘18			P177	措置済	P59
6	公民連携に向けた外部提案の管理と検討プロセスの可視化について		意見34		P180	措置済	P60
8 総務部 総務課		0件	1件	1件			
1	措置状況報告における定義の明確化と実効性の確保について		意見38		P230	措置済	P61
合 計		19件	38件	57件			

●措置状況区分別集計

区分	指摘事項	意見	計
措置済	15件	20件	35件
措置中	1件	1件	2件
措置予定	3件	8件	11件
検討中	0件	6件	6件
現状維持	0件	3件	3件
計	19件	38件	57件

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見1
担当課	経済部観光課			
項目	モヤヒルズオートキャンプ活性化事業			
	補助対象経費の確認方法の見直し			
意見	補助金精算において、一部経費の妥当性確認が領収書等の客観的証憑によらず、口頭ヒアリングのみで行われていた。不正の意図は認められないものの、特定の支出のみ確認方法を簡略化することは事務の公平性を損なうおそれがある。金額の多寡にかかわらず、全ての支出に対し取引内容を確認できる書類の提出を徹底することが望ましい。			
掲載ページ				
41				
経緯	補助金精算に係る証憑書類は、支払の事実や正当性を客観的に確認するための重要な書類であり、健全で透明性のある会計事務を確保する観点から、適切に取り扱う必要があります。しかしながら、補助対象者の会計事務に関する理解が十分でなかったことに加え、市によるチェック体制にも課題があったことから、適正な運用が徹底されていませんでした。			
措置状況	区分	措置済		
	本事案については、補助対象者に対し、領収書等の証憑書類の適切な管理・保管を徹底するとともに、適正な補助金申請を行うよう指導しました。 今後は、補助対象者への指導を徹底することに加え、市においても補助金支出事務に関する職員の理解向上を図るとともに、複数人によるチェック体制を強化し、補助金の適正な執行に努めることとしました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	指摘事項1
担当課	経済部観光課			
項目	道の駅ユーサ浅虫管理運営事業			
	貸与物品の管理について			
指摘事項	貸与備品の現物調査の結果、台帳への記載漏れや管理ラベルの未貼付が判明した。数年にわたり実地棚卸による実態把握がなされておらず、管理業務の形骸化が認められる。市は貸付一覧を速やかに適正化するとともに、指定管理者による棚卸への立会確認を行うなど、公有財産の適切な管理体制を再構築する必要がある。			
掲載ページ				
48				
経緯	市が指定管理者に貸与する備品については、市へ納品後、市の備品台帳に登載し、備品シールを貼付してから指定管理者へ引き渡すべきところ、一部の備品において、備品台帳への登載手続を失念していた事例や、指定管理者へ備品を引き渡した後に備品シールを交付していた事例がありました。また、指定管理者の公募時において、市の備品台帳と現存備品との照合が十分に行われていなかったことから、備品管理が適切に行われていない状況となっていました。			
措置状況	区分	措置済		
	本事案については、速やかに備品台帳と現存備品との照合を実施し、備品台帳への登載手続を適切に行うとともに、未貼付となっていた全ての備品に備品シールを貼付しました。 今後は、備品を指定管理者へ引き渡す前に備品シールを確実に貼付するとともに、指定管理者の公募時には、備品台帳と現存備品との照合を確実に実施します。また、特に重要な備品（取得価格50万円以上の重要物品）については、指定管理者による毎年度の棚卸しを実施するとともに、市が棚卸しに立ち会うなど、適切な備品管理の徹底に努めます。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	指摘事項2
担当課	経済部観光課			
項目	道の駅ユーサ浅虫管理運営事業			
	指定管理事業と自主事業の経費負担について			
指摘事項	ユーサ浅虫の光熱費精算において、自主事業分が使用量と面積による二重負担となっており、計算根拠を定めた文書も存在しない。利用料金制の導入により全体の収支に直接の影響はないものの、指定管理事業を正しく評価するには適切な区分損益計算が不可欠である。過去の慣例を排し、合理的根拠に基づく明確な負担ルールを協議・策定すべきである。			
掲載ページ				
49				
経緯	指定管理施設における電気料の精算方法については、明文化された規定がないものの、指定管理者の自主事業(収益事業)に係る負担額について、自主事業に使用する設備等の電気料と照明に係る電気料は個別メーターで管理し、空調に係る電気料は面積按分による額を負担対象として算定しています。			
措置状況	区分	措置予定		
	今後は、指定管理者と協議のうえ、電気料の負担ルールを明確化することとしました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項3
担当課	経済部観光課		
項目	道の駅ユーサ浅虫管理運営事業		
	実態と乖離した業務用施設使用料の徴収について		
指摘事項	指定管理者が負担する施設利用料金において、現在は不使用のマッサージ室が算定面積に含まれており、過大請求が生じている。これは仕様書の規定にも反する状態である。過年度の金額を漫然と踏襲するのではなく、新たな協定期間の開始時など、実態に合わせて算定根拠を適宜見直し、仕様書との乖離を是正すべきである。		
掲載ページ			
49			
経緯	指定管理者が利用料金を負担すべき業務用施設であるマッサージ室については、平成15年度までは指定管理者が自主事業として使用していましたが、平成16年度以降は、指定管理者の収益事業に従事する職員の休憩室として使用している状況です。		
措置状況	区分	措置予定	
	業務用施設として使用しているマッサージ室については、指定管理者の応募者が施設の現状を適切に把握できるよう、次回の指定管理者の公募に際し、仕様書の業務用施設に休憩室として明記することとしました。		

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	指摘事項4
担当課	経済部観光課			
項目	幸畑墓苑管理運営事業			
	貸与物品の管理について			
指摘事項	市が指定管理者に無償貸与する備品等の実地調査において、全103点のうち13点の滅失が判明した。数年前から所在不明であったが、市・指定管理者双方で棚卸が実施されず、管理台帳も放置されていた。仕様書に基づく点検業務の形骸化は重大な不備であり、市は指定管理者の棚卸へ立ち会うなど実効性のある指導を徹底すべきである。			
掲載ページ				
56				
経緯	市が指定管理者に貸与する備品については、破損や汚損等により機能を喪失した場合には、速やかに備品返納処分の手続きを行い、備品台帳から削除しなければなりません。一部の備品において、市と指定管理者との意思疎通が十分でなかったことなどから、これらの手続きを失念し、備品台帳から削除していない事例があり、適切な備品管理が行われていませんでした。			
措置状況	区分	措置済		
	本事案については、速やかに備品整台帳と現存備品との照合を実施し、廃棄済みの備品については、全て備品返納処分の手続きを行いました。 今後は、備品を廃棄した際には、備品返納処分の手続きを確実に行うとともに、指定管理者の公募時には、備品台帳と現存備品との照合を確実に実施します。また、特に重要な備品（取得価格50万円以上の重要物品）については、指定管理者による毎年度の棚卸しを実施するとともに、市が棚卸しに立ち会うなど、適切な備品管理の徹底に努めます。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	指摘事項5
担当課	経済部観光課			
項目	幸畑墓苑管理運営事業			
	適切な会計帳簿書類の保管について			
指摘事項	現金支払に係る証憑を確認したところ、領収書の紛失により支払事実が確認できない事例や、領収日付の欠落により会計期間の帰属が判断できない不適切な事例が判明した。現金支出は領収書がなければ支払の証明が困難である。適切な収支計算の実施に向け、証憑の入手・保管を徹底し、会計処理の客観性を確保すべきである。			
掲載ページ				
57				
経緯	現金支払に係る証憑書類は、支払の事実及び正当性を客観的に証明する重要な書類であることから、健全で透明性の高い会計事務を確保するため、適切に管理する必要があります。しかし、指定管理者において証憑書類の管理に関する認識が十分でなかったことから、適切な運用が行われていませんでした。			
措置状況	区分	措置済		
	会計事務に関する職員の知識向上を図るため、税理士を講師に招き、経理担当職員を対象とした研修会を実施したほか、複数人によるチェック体制を構築しました。今後は、指定管理者において領収書等の証憑書類の適切な管理・保管を徹底し、会計事務の適正な運用に努めます。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見2
担当課	経済部観光課		
項目	幸畑墓苑管理運営事業		
	閉館時間の短縮検討について		
意見	直近2年間の時間別来館者数を調査した結果、閉館前1時間の利用が極めて少ない実態が判明した。特に夏季は来館者が僅少な時間帯を、法定労働時間を超える残業対応で運営しており、非効率な状況にある。公共性を考慮しつつも、条例に基づき入館者の利便性と運営効率を慎重に再検討し、閉館時間の短縮を議論することが望ましい。		
掲載ページ			
58			
経緯	当該施設の閉館時間は、市民サービスの提供や利用者の多様な生活時間帯への対応という公共施設としての役割も踏まえて設定していますが、閉館前1時間の利用が少ない現状にあります。		
		令和5年度入館者数	令和6年度入館者数
	夏期(4～10月) 17～18時	4、6、8～10月:0人、5月:15人、7月:4人	4月～10月:0人
	冬期(11～3月) 16～17時	11月:7人、12～3月:0人	11月～3月:0人
措置状況	区分	現状維持	
	公共施設の閉館時間の設定に当たっては、市民利用も想定し、学校や仕事帰りにも利用できる時間帯を考慮する必要があることや、施設の特性として全国的な事件を扱っていることにより県外からの利用客も多数あり、じっくり見学したい方に対するサービス低下も考えられるため、利用者数のみを理由として閉館時間を短縮することは適当でないと考えています。		

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見3
担当課	経済部観光課			
項目	幸畑墓苑管理運営事業			
	収蔵庫内物品の管理について			
意見	収蔵庫の現物確認を行った結果、消費税率改定前の旧チケットが段ボール一箱分保管されるなど、使用見込みのない物品の放置が判明した。限られた収蔵スペースには未展示品も多く、効率的な空間利用が求められる。不用品な物品を漫然と保持し続ける必要はなく、適時適切な整理整頓を徹底し、管理の適正化を図ることが望ましい。			
掲載ページ				
59				
経緯	収蔵庫内物品の管理については、施設内の保管場所や定位置管理のルールが明確化されておらず、一時保管品や不要物が混在していたことから、旧チケットが入った段ボールなど使用見込みのない物品が保管されたままとなるなど、適切な管理が行われていない状況となっていました。			
措置状況	区分	措置済		
	旧チケットが入った段ボール等、使用見込みのない物品を処分しました。今後は指定管理者において収蔵庫内の定位置管理を実施するほか、不要物の廃棄ルールを明確にするなど、効率的な収蔵庫利用及び適時適切な整理整頓に努めます。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	指摘事項6
担当課	経済部観光課			
項目	モヤヒルズ管理運営事業			
	適格請求書保存の不備			
指摘事項	指定管理業務における消費税の仕入税額控除の適用状況を確認したところ、QRコード決済手数料に係る適格請求書（インボイス）の保存漏れが判明した。これは経理担当者の制度理解不足に起因するものであり、仕様書で定められた関係法令の遵守が不十分な状態であった。指摘後、速やかに保存対応がなされたが、今後は関係法令に基づき、インボイスの適切な受領・保管を徹底し、会計処理の適正化を期すべきである。			
掲載ページ				
66				
経緯	消費税の仕入税額控除を受けるためには、消費税法第30条第7項の規定に基づき、適格請求書（インボイス）を保存する必要がありますが、指定管理者において当該制度に関する認識が十分でなかったことから、QRコード決済手数料に係る適格請求書が保存されていませんでした。			
措置状況	区分	措置済		
	会計事務に関する職員の知識向上を図るため、税理士を講師に招き、経理担当職員を対象とした研修会を実施したほか、複数人によるチェック体制を構築しました。今後は、指定管理者において領収書等の証憑書類の適切な管理・保管を徹底し、会計事務の適正な運用に努めます。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	指摘事項7
担当課	経済部観光課			
項目	モヤヒルズ管理運営事業			
	備品シールの未貼付			
指摘事項	市が指定管理者に貸与する備品の現物調査を行った結果、診察台や芝刈機等に備品シールが貼付されていない事例が確認された。施設内には市と指定管理者の備品が混在しているため、シールの貼付は所有権の特定と適切な管理を行う上で不可欠である。貼付を徹底するとともに、定期的な現物確認を行い、管理体制を強化すべきである。			
掲載ページ				
66				
経緯	市が指定管理者に貸与する備品については、市へ納品後、市の備品台帳に登載し、備品シールを貼付してから指定管理者へ引き渡すべきところ、一部の備品において、備品台帳への登載手続を失念していた事例や、指定管理者へ備品を引き渡した後に備品シールを交付していた事例がありました。また、指定管理者の公募時において、市の備品台帳と現存備品との照合が十分に行われていなかったことから、備品管理が適切に行われていない状況となっていました。			
措置状況	区分	措置済		
	本事案については、速やかに備品台帳と現存備品との照合を実施し、備品台帳への登載手続を適切に行うとともに、未貼付となっていた全ての備品に備品シールを貼付しました。 今後は、備品を指定管理者へ引き渡す前に備品シールを確実に貼付するとともに、指定管理者の公募時には、備品台帳と現存備品との照合を確実に実施します。また、特に重要な備品（取得価格50万円以上の重要物品）については、指定管理者による毎年度の棚卸しを実施するとともに、市が棚卸しに立ち会うなど、適切な備品管理の徹底に努めます。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見4
担当課	経済部観光課			
項目	モヤヒルズ管理運営事業			
	貸付備品一覧の整備について			
意見	市が貸与する備品リストの更新作業について、管理マニュアル等が整備されておらず、業務が特定の担当者に依存する「属人化」の状態にある。また、過去に市から備品シールが提供されなかった事例も確認された。適正管理や円滑な業務引継ぎの観点から、市は指定管理者と協力し、次回の公募時までにはリストの整備状況を含めた備品管理体制全般を抜本的に見直すことが望ましい。			
掲載ページ				
66				
経緯	市が指定管理者に貸与する備品については、青森市財務規則及び財務規則施行マニュアル並びにモヤヒルズの管理業務に関する協定書の規定に基づき管理することとなっていますが、一部の備品について、当該規定に基づく管理が適切に行われていない状況となっていました。			
措置状況	区分	措置済		
	本事案については、速やかに備品台帳と現存備品の照合を行い、備品台帳に登載するとともに、未貼付の備品全てに備品シールを貼付しました。 今後は、青森市財務規則及び財務規則施行マニュアル並びにモヤヒルズの管理業務に関する協定書の規定を遵守するとともに、指定管理者においては、複数の担当者で役割を分担することにより業務の属人化を解消し、市と指定管理者が連携して適切な備品管理に努めることとしました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見5
担当課	経済部観光課			
項目	モヤヒルズ管理運営事業			
	指定管理業務仕様書の記載内容の見直し			
意見	指定管理業務仕様書の「施設概要」には管理棟2階の「浴室」が記載されているが、長らく故障・不使用の状態にあり、現状は使用不能である。公募資料において実態と異なる記載がなされることは、応募事業者の適正な現状把握を妨げる要因となる。市は次回の公募に際し、現況を正確に反映するよう仕様書の記載内容を精査・見直し、情報の適正化を図ることが望ましい。			
掲載ページ				
67				
経緯	モヤヒルズ管理棟2階にある浴室については、温泉を汲み上げるポンプの故障により、現在は浴槽を使用した入浴機能が停止し、シャワー室として利用しています。しかしながら、指定管理業務仕様書の「施設概要」では「浴室」と表記したままとなっており、施設の利用実態が適切に反映されていない状況となっていました。			
措置状況	区分	措置予定		
	仕様書に記載されている浴室については、次回の指定管理者公募の際に、応募者が施設の現状を正確に把握できるよう、利用実態を反映した内容に修正します。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	指摘事項8
担当課	経済部観光課			
項目	自然資源活用型観光振興事業			
	決算書の記載誤りについて			
指摘事項	市が事務局を務める協議会の決算書において、本会計・特別会計ともに計上漏れや二重計上等の誤りが複数判明した。預金残高との照合の結果、不正の意図は認められないものの、基本となる決算数値の誤りは事務の説明責任を損なうものである。今後は確認体制を強化し、正確な決算書を作成することで、会計処理の正確性と組織としての信頼性を確保すべきである。			
掲載ページ				
70				
経緯	市が事務局を担う八甲田振興協議会の収支決算書の作成に当たり、担当職員の財務会計に関する知識及び確認意識が十分でなかったことに加え、組織としての確認体制が十分に機能していなかったことから、事業費の計上漏れや振込手数料の二重計上など、決算書に誤りが生じたものです。			
措置状況	区分	措置済		
	複数人によるチェック体制を構築し、収支決算書の作成時に預金通帳残高との照合を実施しました。今後は、財務会計に関する職員教育の徹底を図るとともに、財務会計事務の適正な運用に努めます。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見6
担当課	経済部観光課			
項目	自然資源活用型観光振興事業			
	決算書と預金通帳の整合性確認の実施			
意見	決算書の誤りは、単式簿記による作成や、預金残高との整合性確認の欠如が原因と考えられる。現状の放置は説明責任を損なうだけでなく、不正リスクを増大させる。本会計・特別会計ともに口座は一つであり、未払金等を加減算した理論上の残高と決算数値は一致すべきである。最低限、通帳残高との突合を必須とし、会計処理の正確性と透明性を確保すべきである。			
掲載ページ				
71				
経緯	市が事務局を担う八甲田振興協議会の会計処理については、毎月、収支金額を記載した出納整理簿を作成し、通帳残高との照合を適切に行っています。 一方、通帳に記載される預金残高に関し4月以降の収支については、当該年度の収支金額に加え新年度の収支金額も記載されるため、単年度ベースの収支計算書の次年度繰越額と通帳残高の金額は一致しないものです。			
措置状況	区分	措置済		
	収支決算書の作成時に預金通帳残高と収支決算書の次年度繰越額を照合できる資料を新たに作成しました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	指摘事項9
担当課	経済部観光課			
項目	文化観光交流施設運営管理事業			
	計算書類間の不一致及び市のモニタリング体制について			
指摘事項	指定管理者が作成した「収支決算書」と「正味財産増減計算書」を照合したところ、指定管理料収入において38,500円の差異が確認された。この差異は、設備更新費の精算に伴う返還金によるものである。精査したところ、正味財産増減計算書は、38,500円が精算されており、市が最終的に確定させた実支出額と一致しているものの、収支決算書のみが実態と異なる金額のまま作成されていた。			
掲載ページ				
78				
経緯	指定管理者が作成した正味財産増減計算書については、設備更新費の精算に伴う返還金38,500円を反映した結果、市が最終的に確定した実支出額と一致していました。一方、同じく指定管理者が作成した収支決算書については、当該返還金38,500円を支出額から控除した額を記載していました。			
措置状況	区分	措置済		
	指摘を踏まえ、指定管理者に対して適正な事務処理を行うよう申し入れるとともに、市において指定管理者の会計帳簿を閲覧し、内容や数値を確認するなど、指定管理者と連携して正確な計算書類を作成するための体制強化を図りました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見7
担当課	経済部観光課			
項目	文化観光交流施設運営管理事業			
	指定管理料に関する募集要項と実態の乖離及び情報開示の適正化について			
意見	募集要項で「指定管理料は原則不支給」としながら、実際には毎年度多額の支払いが継続しており、公募内容と運用の実態が乖離している。この情報の非対称性は、実績を熟知する既存業者に対し新規参入者を著しく不利にさせ、競争の公平性を損なう。市は過去の支払実績や特別な事情の具体例を明示し、実態に即した透明性の高い公募条件を整備すべきである。			
掲載ページ				
78				
経緯	本施設の指定管理料の取扱いについては、募集要項において「指定管理者には市から指定管理料の支払いを行いませんが、当初想定されなかった特別な事情が発生した場合は、その都度協議を行い決定します。」と定め、また、協定書において「施設設置者が指定管理者に対して支払う管理運営業務に係る経費（以下「指定管理料」という。）の額及び支払方法等は、別途覚書により定めるものとする。」と規定しています。 本施設においては、当初想定されなかった特別な事情が発生した場合に該当するものとして、施設修繕等に要する費用を指定管理料として支出し、事業終了後に精算したものです。			
措置状況	区分	検討中		
	現在の内容が指定管理者の公募に当たっての透明性や公平性に影響するものとは考えませんが、募集に当たり疑義をもたれないよう、記載方法については必要に応じて見直しを検討していきます。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見9
担当課	経済部観光課			
項目	文化観光交流施設運営管理事業			
	管理運営仕様書の簡素化と成果重視のモニタリング体制への転換について			
意見	業務仕様書で事業回数等の詳細な数値を義務付けているが、市の確認が不十分でモニタリングが形骸化している。過度な制約は、利用料金制下での機動的な運営や民間ノウハウの活用を阻害し、双方の事務負担も増大させる。今後は「プロセスの回数」ではなく「成果(アウトカム)」を重視した評価軸へ転換し、指定管理者の主体性を引き出す柔軟な管理体制を構築することが望ましい。			
掲載ページ				
83				
経緯	本施設の仕様書では、事業内容(展示、体験、情報発信、集客対策等)について実施回数等を詳細に定めていますが、その充足状況について厳密な確認が行われていませんでした。また、本施設は「利用料金制」を採用しており、指定管理者が自らの責任と裁量において収支を管理し、経営努力を行うスキームとなっています。このため、仕様書において事業手法を過度に細かく固定することは、指定管理者の創意工夫による機動的な事業展開が困難となり、指定管理者制度の趣旨を損なう要因となるとの意見を受けたものです。			
措置状況	区分	検討中		
	令和7年度の事業実施報告から、仕様書に規定する事業内容の履行状況について確認を徹底するとともに、次の指定管理期間における事業者募集に向けて、仕様書の記載内容や成果指標の設定等について、指定管理者の創意工夫を促すことができる仕組みの構築を検討していきます。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見10
担当課	経済部観光課		
項目	文化観光交流施設運営管理事業		
	収支決算書の確認体制の整備及び検証証跡の保存について		
意見	市と指定管理者の協定には、収支差額(黒字)の一定割合を市に納付する規定があるが、市が指定管理者の会計帳簿(総勘定元帳等)を直接確認し、決算の正確性や経費の妥当性を検証した形跡が認められない。このままでは市歳入の根拠となる納付額の妥当性を客観的に担保できず、公会計管理上のリスクがある。市は実地検査や書類点検を定期的の実施し、確認の証跡(チェックリスト等)を保存するなど、監督責任を適切に果たすべきである。		
掲載ページ			
84			
経緯	本施設は、協定書において収支差額(黒字)のうち一定割合(原則2分の1)を市に納付させる規定があり、対象となる支出額は、適正と認められる経費に限定するとされているが、市が指定管理者の会計帳簿を閲覧し、決算数値の正確性や経費の妥当性を検証した証跡が認められず、指定管理者から提出された報告書類のみに依拠することは、納付金額の妥当性を客観的に担保しているとは言い難いとの意見を受けたものです。		
措置状況	区分	措置済	
	令和7年度の事業実施報告から、市が指定管理者の会計帳簿を閲覧し、決算数値の正確性や経費の妥当性を確認するとともに、チェックリストを作成するなど、確認した内容の記録が残る仕組みを整えました。		

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見11
担当課	経済部観光課			
項目	文化観光交流施設運営管理事業			
	インバウンド需要の捕捉による収益最大化と二層性料金制の導入検討について			
意見	入館者数が大幅に回復し、特にインバウンド需要が急増している。施設維持管理への市税投入や市民負担を考慮し、外国人観光客に適切な対価を求める「二層性料金制」の導入を検討すべきである。増収分を市へ還元しつつ、多機能自動券売機の導入により受付の混雑緩和と省力化を図るなど、インバウンドを戦略的に活用した収益最大化と、市民の利便性確保を両立させる施策を具体化することが望ましい。			
掲載ページ				
85				
経緯	本施設の入場料は、居住地や国籍を問わず同一料金となっています。			
措置状況	区分	検討中		
	本施設への二重価格制の導入については、本市における他の公共施設の入場料等を含めた使用料全体の中で検討されていくものと考えますが、国や他都市の事例等も参考にしながら、その必要性や効果、課題等について検討していきます。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見12
担当課	経済部観光課			
項目	港湾文化交流施設整備事業			
	施設の老朽化に伴う計画的な修繕計画の策定及び予算措置の適正化について			
意見	32年間使用され推奨時期を大幅に超過した暖房設備が故障し、緊急更新を余儀なくされた。3年前の点検で異常を把握しながら放置した結果、テナントへの応急対応が発生しており、事後保全に偏った管理は重大なリスクを伴う。故障を予測できた状況での予算措置や計画的更新の欠如は、管理責任の不履行と言わざるを得ない。点検結果を予算に反映させ、重要設備の計画的更新を徹底する体制を構築することが望ましい。			
掲載ページ				
88				
経緯	旅客船ターミナルビルにおける冬季間の館内暖房設備については、令和4年7月に実施した保守点検において異常が確認されたことから、令和5年9月補正予算に修繕費を要求しました。 しかしながら、当該設備は稼働しており故障には至っていなかったことから、査定の結果、予算措置は見送られました。また、令和6年度当初予算要求時点においては、当該設備に顕著な不具合が認められなかったため、予算要求を見送りました。 令和6年度に入り、指定管理者から当該設備の不調について報告を受けたことから、改めて令和6年9月補正予算に修繕費を要求しましたが、査定の結果、再び予算措置は見送られました。その後、令和6年12月に当該設備が故障し、稼働不能となったものです。			
措置状況	区分	現状維持		
	今後も、設備の劣化状況、故障時の施設運営への影響及び緊急性を適切に把握し、必要な修繕を財政当局と協議していきます。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見13
担当課	経済部交流推進課			
項目	MICE誘致・開催支援			
	MICE開催事業補助金における単価設定の検証と記録について			
意見	本補助金の単価は平成30年度から据え置かれており、物価高騰や誘致競争の激化といった環境変化に即した妥当性の検討がなされていない。長期間の据え置きは施策の魅力低下を招くおそれがある。今後は予算策定ごとに他自治体の水準や市場動向を調査・比較し、単価設定の根拠や検討過程を文書として記録すべきである。戦略的な水準設定に努め、その妥当性を説明できる体制を整えることが望ましい。			
掲載ページ				
92				
経緯	本補助金の事業効果については、当初予算編成時において、事業点検表や補助金等チェックシートを活用し、公益性や有効性などの観点から総合的な検証を行った上で、事業の継続や改善等の方向性について判断してきました。 また、県内他自治体の実施するMICE補助金の補助単価等について情報収集を行い、必要に応じて見直しを検討してきましたが、平成30年度に補助単価を見直して以降は、現行の単価により補助金を交付してきました。			
措置状況	区分	措置中		
	本補助金の補助単価の妥当性については、令和9年度当初予算編成時から、他自治体の補助単価の水準や動向を踏まえた検討を行い、その検討結果を文書として記録することとします。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見14
担当課	経済部交流推進課			
項目	観光交流サポーター運営事業			
	観光交流サポーターの活動活性化に向けたニーズ把握と施策改善について			
意見	登録サポーター数が目標の60名に届かない約40名に留まり、活動への参加率も低迷している。現行のインセンティブは十分な効果を上げておらず、活動の形骸化が懸念される。参加意欲を高めるため、アンケート等でニーズを正確に把握し、サポーターと共に改善策を検討するプロセスを導入すべきである。当事者意識を醸成しながら、ニーズに即した柔軟な運営改善により参加率向上を図ることが望ましい。			
掲載ページ				
96				
経緯	観光交流サポーターのモチベーション向上のため、令和3年度から表彰制度を設け、年度内の活動回数が最多のサポーターの表彰などを実施しています。 一方で、現在のサポーターの活動機会はクルーズ船及び四季島のお出迎えとなっており、活動時間帯が早朝となることが多いため、参加しにくい状況が生じています。			
措置状況	区分	措置予定		
	令和8年2月、観光交流サポーターを対象に、今後の活動等に関するアンケートを実施し、サポーターのニーズを把握しました。 今後は、アンケート結果を踏まえた活動を年度内に実施するとともに、従来のイベントに限らず、多様な活動機会を提供することで、サポーターの参加率及び登録者数の向上に努めます。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	指摘事項10
担当課	経済部交流推進課			
項目	青森市観光交流情報センター管理運営事業、観光ガイド育成・運営事業			
	備品類の管理について			
指摘事項	仕様書で義務付けられているにもかかわらず、指定管理者による備品台帳の作成・管理が行われていない。現物調査の結果、椅子やベンチの数量が一覧表と乖離しており、市の追加貸与や他所への搬出状況が台帳に反映されないまま放置されている。数量の不一致は、管理の形骸化を招く。市は指定管理者に対し、速やかに管理台帳を整備させ、現物と連動した適正な備品管理を徹底するよう強く指導すべきである。			
掲載ページ				
102				
経緯	青森市観光交流情報センター管理業務仕様書において、指定管理者は、所有権が市に帰属する備品類について、台帳管理を行うなど適正に管理することと規定されています。 これに基づき、指定管理者は、協定書 別紙2の「青森市観光交流情報センター備品及び設備一覧表」により、備品類の管理をしていましたが、協定書締結後に生じた備品類の増減が当該一覧表に反映されていなかったため、一覧表の記載内容と実際の備品数量との間に差異が生じていました。			
措置状況	区分	措置済		
	指定管理者に対して、備品類の増減が発生した場合は青森市観光交流情報センター備品及び設備一覧表とは別に仕様書に基づく台帳を整備し、適正に備品類の管理を行うよう指導しました。その結果、令和8年度からは当該台帳により適正に備品管理が行われていることを確認しました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	指摘事項11
担当課	経済部交流推進課			
項目	青森市観光交流情報センター管理運営事業、観光ガイド育成・運営事業			
	収支決算書の検証について			
指摘事項	指定管理業務の事業報告において、協定書で義務付けられた「収支決算書」が提出されず、暫定数値による「精算書」のみで承認が行われている。精算書は多くの費目が予算額のまま計上されており、確定決算額との間に多数の差異が生じている。市が最終的な収支を把握せず承認することは、監督責任の放棄に等しい。今後は決算数値の確定後、速やかに収支決算書を提出させ、厳正な検証を行うべきである。			
掲載ページ				
103				
経緯	指定管理業務の事業報告については、協定書において、事業報告書に記載すべき事項として「管理業務に係る収支」を報告することとされています。 市では、当該事項について、精算対象項目の金額が確定した精算書の提出をもって事業報告書に記載したものとみなし、その内容を確認・承認した上で、指定管理料の精算を行っていました。 また、実績評価についても、当該精算書に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況を確認・検証し、評価を行っていました。			
措置状況	区分	措置済		
	令和7年度の事業報告からは、指定管理者に対し、全ての収支項目について決算額が確定した収支決算書を提出させ、その内容を確認・承認した上で指定管理料の精算を行うこととしました。 また、実績評価についても、当該収支決算書を事業報告書等と併せて確認・検証し、評価を実施しました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見15
担当課	経済部交流推進課		
項目	青森市観光交流情報センター管理運営事業、観光ガイド育成・運営事業		
	指定管理者と所管部署のコミュニケーションについて(主に指定管理者の要望に対する市の対応)		
意見	仕様書に基づき市側が評価・助言を行う一方向の伝達が主となっており、指定管理者が抱える現場の切実な要望(老朽化対策、人手不足、安全確保等)を市が十分に把握できていない。口頭ベースの要望も多く、対応の可否や経緯が不明確なため、双方の認識に乖離が生じている。今後は要望の書面化を促し、市としての検討結果を丁寧に回答・記録する双方向のコミュニケーション体制を構築することが望ましい。特に収益増が見込めない業務において、指定管理者の意欲低下や応募断念を防ぐための積極的な対話が不可欠である。		
掲載ページ			
105			
経緯	指定管理者からの要望については、日報及び月次報告書等による書面での提出のほか、緊急を要する場合には口頭で受け付けています。 要望を受けた場合は、協定書、仕様書及び責任分担表に基づき、指定管理者と協議を行った上で、適切に措置を講じてきました。		
措置状況	区分	措置済	
	指定管理者からの要望については、原則として書面により提出を受けることとし、要望内容及び対応の可否について記録した上で、市及び指定管理者間で共有する体制を整備しました。		

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見16
担当課	経済部交流推進課			
項目	クルーズ船ポートセールス事業			
	重要な施策としての出張復命書における評価・検証の充実について			
意見	クルーズ船誘致のトップセールスに係る復命書が、形式的な実施記録に留まっている。多額の公金を投じる重要な施策において、事業の継続性判断や運営面の事後評価が欠如していることは、組織的な知見の逸失に等しい。今後は、訪問の費用対効果や実施体制の妥当性、運営上の改善点を明記した「評価・改善型」の記録を作成すべきである。検証結果を蓄積・共有することで、施策の有効性向上と次年度以降の予算の妥当性担保を図ることが望ましい。			
掲載ページ				
112				
経緯	職員の出張については、「青森市職員服務規程」において、出張後速やかに復命書を提出することが定められています。 当該トップセールスに係る復命書については、同規程に基づき提出の上専決者の決裁を経ています。また、コーディネーター受託者からの報告書も受理していることから、必要な事務手続を完了しています。			
措置状況	区分	措置予定		
	次回のポートセールスの実施に当たっては、今回の復命書における報告内容や、セールス実施後のクルーズ船寄港実績等を踏まえ、誘致活動の評価・改善を行い、より戦略的かつ効果的な誘致につなげます。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見17
担当課	経済部交流推進課			
項目	みなとまち・あおもり誕生400年推進事業			
	複数年度にわたる大規模プロジェクトの全体予算管理について			
意見	3か年で1億円を超える大型事業でありながら、年度ごとに単年度予算として申請されており、開始時に全期間の総予算額や財政的検討プロセスが示されていない。全体像が不明瞭なまま予算が積み上がる現状は、事業の有効性評価を困難にし、財政運営の計画性を欠く。継続費等の措置を講じない場合でも、計画資料に総額の見込額を明記して可視化すべきである。全体規模との整合性を検証し、戦略的かつ効率的な予算管理体制を構築することを求める。			
掲載ページ				
116				
経緯	当該事業の予算編成に当たっては、3か年にわたる事業の開始時に、全体の事業計画及び総予算額について財政部局と協議を行った上で、各年度において予算措置を講じることとしたものです。			
措置状況	区分	現状維持		
	今後も複数年にわたる事業については、当該事業と同様に、事業開始時に全体の事業計画や総予算額を設計することで、戦略的かつ効率的な予算管理に努めます。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	指摘事項12
担当課	農林水産部水産振興センター			
項目	浅虫海づり公園運営管理事業			
	自主事業の実施内容・収支等の適切な把握について			
指摘事項	募集要項で自主事業は市の事前承認と収支報告が義務付けられ、利益の帰属は協議事項とされているが、市は実施状況や収支の報告を受けていない。これにより、利益の市民還元や業務への支障の有無を判断するルールが形骸化している。市は、物販等の自主事業について詳細な報告を求め、施設目的に対する妥当性や収益の帰属を適切に評価・協議すべきである。また、利用者の利便性向上に資する事業の促進など、施策の有効性評価にも活用されたい。			
掲載ページ				
123				
経緯	指定管理者募集要項において、自主事業実施による収益が発生した場合、公共施設を活用して得る収益という観点から、利用者、市民等へ還元することを原則とし、その割合や方法は、市と協議の上取り決めると定められていますが、当該取扱いについて職員の認識が十分ではありませんでした。			
措置状況	区分	措置済		
	令和7年度から、指定管理者に対し、自主事業の実施状況及び収支について、収支決算書に自主事業に係る収支を記載した上で報告してもらうこととしました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見18
担当課	農林水産部水産振興センター			
項目	浅虫海づり公園運営管理事業			
	海づり公園における高齢者減免制度の周知について			
意見	70歳以上の利用料が全額免除となる「高齢者減免制度」について、令和6年度の利用実績が0件であった。相当数の高齢利用者が存在すると推察される中、HPや窓口に減免の記載・掲示がなく、周知不足が主な要因と考えられる。高齢者の健康増進という制度目的を果たすため、市は公式HPへの明記や管理棟への案内掲示を徹底し、対象者が適切に制度を利用できるよう周知体制を早急に改善することが望ましい。			
掲載ページ				
124				
経緯	海づり公園の利用料については、70歳以上の方が利用する場合に全額減免となる制度がありますが、当該制度について、ホームページへの掲載や管理棟窓口への案内掲示等による周知が徹底していませんでした。			
措置状況	区分	措置済		
	高齢者減免制度については、より多くの高齢者の方に利用していただくことで、健康の増進に寄与できるよう市ホームページ及び指定管理者である浅虫温泉観光協会のホームページで周知するとともに、管理棟窓口への案内掲示を行いました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見19
担当課	農林水産部水産振興センター			
項目	浅虫海づり公園運営管理事業			
	減免申請書における減免理由記載の徹底について			
意見	海づり公園の利用料減免申請において、減免理由が未記載のまま受理されている事例が1件認められた。減免の妥当性を担保し、市民への説明責任を果たすためには、申請書に減免事由を漏れなく記載させることが不可欠である。本件はケアレスミスと判断されるが、市は事後確認や不正防止の観点から、受付時の確認体制を徹底し、形式要件を充足した適正な事務手続きを継続すべきである。			
掲載ページ				
125				
経緯	管理棟窓口における申請内容の確認体制が十分でなかったことから、海づり公園利用料減免申請書について、減免理由が未記載のまま1件受理されていました。			
措置状況	区分	措置済		
	指定管理者に対し、利用者から減免申請書の提出を受けた際には、減免理由等の記載内容に不備がないかを必ず確認した上で受け取ること、また、他のスタッフによるダブルチェックを行うなど、確認体制を強化するよう指導しました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見20
担当課	農林水産部水産振興センター			
項目	浅虫海づり公園運営管理事業			
	入園者増加施策について(利用者ニーズの把握について)			
意見	海づり公園の入園者数は5年間で約49%減少し、全国的な釣り人口の減少率(約24%)を大きく上回る深刻な状況にある。現状、利用者ニーズの把握は口頭のみで、日報等への記録や客観的なアンケート調査も行われておらず、課題が可視化されていない。指定管理者は事業計画にある「ニーズ把握」を具現化し、文書化されたデータに基づき市と改善策を協議すべきである。低コストで実施可能なアンケート等を導入し、突出した利用者減少の個別要因を早期に特定・改善することを求めたい。			
掲載ページ				
126				
経緯	海づり公園の入園者数は、令和元年度の14,060人から令和5年度の7,140人へと、5年間で約49%減少していますが、利用者ニーズや減少要因を把握するための取組については、利用者からの口頭による確認にとどまっており、十分ではありませんでした。			
措置状況	区分	措置予定		
	利用者のニーズや入園者数減少の要因を把握するため、海づり公園利用者を対象としたアンケート調査等を実施し、その結果を今後の施設運営の改善に活用することとします。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見21
担当課	農林水産部水産振興センター			
項目	浅虫海づり公園運営管理事業			
	入園者増加施策について(釣果情報のインターネットでの提供について)			
意見	仕様書で「ホームページ等を活用した釣果情報の提供」が定められているにもかかわらず、現在は電話や現地掲示のみで、インターネット上の情報発信が行われていない。他自治体の類似施設では全施設がネット公開しており、釣行マインドの醸成や準備の利便性向上に直結している。現地掲示板の写真をSNSに投稿する手法であれば追加コストはほぼ発生しない。入園者増に向け、早急にネットでの釣果発信を開始することが望ましい。			
掲載ページ				
127				
経緯	海づり公園の釣果情報について、市のホームページには掲載していましたが、指定管理者である浅虫温泉観光協会のホームページには掲載していませんでした。			
措置状況	区分	措置済		
	指定管理者に対し、ホームページへの掲載に加え、他自治体等の類似施設における取組を参考にしながら、SNS等を活用した釣果情報の発信を行うよう指導し、令和8年5月からInstagramを活用した情報発信を開始しました。 今後、X(旧ツイッター)を活用した情報発信を開始する予定です。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見22
担当課	農林水産部水産振興センター			
項目	浅虫海づり公園運営管理事業			
	入園者増加施策について(早朝開園について)			
意見	海づり公園の開園時間は午前9時だが、多くの有料釣り施設は好釣果が望める午前5～7時に開場している。魚の活性が高い「朝まずめ」や猛暑回避の観点から早朝開園のニーズは高く、近隣宿泊客向けのアクティビティとしての需要も見込まれる。人件費増への対策として、利用の少ない平日を休園日とする代わりに連休等の特定日に優先実施するなど、弾力的な運用による早朝開園の検討を求めたい。			
掲載ページ				
128				
経緯	海づり公園の早朝開園については、人材確保等の課題もあることから、これまで検討していませんでした。			
措置状況	区分	措置予定		
	早朝開園の恒常的な実施は人材確保等の課題から困難であると考えていますが、定期的に行っているイベント等を早朝から開園するなど、実施可能な機会を捉えて取り組みます。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見23
担当課	農林水産部水産振興センター			
項目	浅虫海づり公園運営管理事業			
	入園者増加施策について(釣り仕掛け販売について)			
意見	指定管理者の自主事業として計画されていた「仕掛けの販売」が行われておらず、貸し竿付属の簡素な仕掛けでは魚種に応じた対応が困難である。近隣に釣具店がない中、サビキ釣り等の効果的な仕掛けを販売することは、初心者や観光客の釣果向上と満足度確保に直結する。仕掛けは安価で長期保存が可能なため、自主事業としての収益性も高い。入園者の利便性向上とリピーター確保のため、ニーズに即した仕掛け販売の実施を検討することが望ましい。			
掲載ページ				
129				
経緯	令和5年度までは、サビキ釣り等の仕掛け販売を行っていましたが、購入者が少なかったことから、令和6年度から令和7年度まで販売を見合わせていました。			
措置状況	区分	措置済		
	より多くのかたに、手ぶらで気軽に利用できる海づりの場を提供できるよう、令和8年度から初心者でも簡単に利用できるサビキ釣り等の仕掛け販売を再開しました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見24
担当課	農林水産部水産振興センター			
項目	浅虫海づり公園運営管理事業			
	入園者増加施策について(ホームページ情報の充実について)			
意見	海づり公園のホームページは情報が不足しており、利用者の利便性向上に向けた内容の充実が必要である。現状、利用料の減免要件や、男女別水洗トイレ・水道・自販機などの設備、救命胴衣やバケツ、大型魚用のタモ網の無料レンタルといった重要なサービス内容が記載されていない。また、氷の提供や販売している餌の種類、仕掛け販売の有無なども明記すべきである。来園前の不安を解消し、魅力を正しく伝えるため、これらの詳細情報を網羅的に掲載することを検討されたい。			
掲載ページ				
129				
経緯	市のホームページ及び指定管理者である浅虫温泉観光協会のホームページについては、開催期間、開館時間、休園日、利用料金、地図等の基本的な情報は掲載されていましたが、利用料金の減免要件や施設内の設備等に関する情報が不足していました。			
措置状況	区分	措置済		
	市のホームページ及び浅虫温泉観光協会のホームページについて、他自治体等の類似施設のホームページを参考にしながら、利用料金の減免要件や施設内の設備、サービス等について掲載するなど、内容の充実強化を図りました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	指摘事項13
担当課	浪岡振興部地域づくり振興課(地域振興課)			
項目	道の駅アップルヒル管理運営事業(ハード)			
	管理運営業務に係る収支の状況の未入手について			
指摘事項	アップルヒルの管理運営は営利・非営利の両部門で構成され、協定書では業務全体の収支報告が義務付けられている。しかし、実際には非営利部門の報告のみで、営利部門の収支を市が把握していない状況にある。全体収支が見えないままでは、支出している指定管理料の妥当性を評価できず、制度の透明性も確保できない。今後は、報告すべき資料リストとの照合を徹底するなど、業務全体の収支を網羅的に入手・検証できる体制を早急に整備し、適正な運用を確保すべきである。			
掲載ページ				
145				
経緯	協定書においては、管理運営業務に係る収支状況の報告を求めることとしていましたが、実際には、指定管理料の対象となる非営利部門の収支報告にとどまり、営利部門に係る収支状況の報告を求めていませんでした。			
措置状況	区分	措置予定		
	指定管理者との間で、年次及び月次報告の対象となる内容について改めて確認を行い、年次報告の対象となる営利部門の収支についても、令和8年度分から協定書及び仕様書に基づく報告を受けることとしました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	指摘事項14
担当課	浪岡振興部地域づくり振興課(地域振興課)			
項目	道の駅アップルヒル管理運営事業(ハード)			
	月次報告に係る出納管理簿の未入手について			
指摘事項	仕様書で義務付けられているにもかかわらず、月次報告において金銭の出納管理状況が提出されておらず、市もこれを入手していなかった。金銭出納の把握は、業務の収支や資金の流れを監督する上で不可欠な要素である。この欠落は、指定管理業務に対する適正な監督の実効性を損なうものである。今後は、月次報告の提出資料リストとの照合を徹底するなど、必要な資料を確実に収集・確認し、月次の収支状況を適切に把握できる体制を構築すべきである。			
掲載ページ				
146				
経緯	アップルヒル管理運営業務仕様書では、利用及び売上の状況、施設異常の有無、業務及び行催事等の概要並びに金銭の出納管理状況について報告を受けることとしていましたが、金銭の出納管理状況については、仕様書に基づく報告を受けていませんでした。			
措置状況	区分	措置済		
	指定管理者との間で、年次及び月次報告の対象となる内容について改めて確認を行い、月次報告の対象となる金銭の出納管理状況についても、令和8年度から協定書及び仕様書に基づく報告を受けることとしました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	指摘事項15
担当課	浪岡振興部地域づくり振興課(地域振興課)			
項目	道の駅アップルヒル管理運営事業(ハード)			
	破損備品の放置及び報告手続の不備について			
指摘事項	市が貸与した備品(除雪機やソフトクリーム製造機等)が破損したまま、財務規則に基づく返納処分等の手続きを経ずに施設内に放置されている。所管部署は口頭で把握しつつも書面報告を受けておらず、物品管理の正確性と透明性が損なわれている。規則違反の状態を解消するため、指定管理者と連携して速やかに適正な廃棄・更新手続きを行うとともに、破損時の報告フローを徹底し、財産管理上のリスクを低減すべきである。			
掲載ページ				
147				
経緯	破損により使用できなくなった備品については、指定管理者から報告を受けていたものの、当該備品の処分等の取扱いについて、具体的な指示を行っていませんでした。			
措置状況	区分	措置中		
	全ての備品について改めて現状を調査し、使用できない備品については、青森市財務規則に基づく備品返納処分等の手続を行います。また、備品が破損した場合の対応手順について指定管理者と確認・共有し、適正な備品管理に努めます。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見26
担当課	浪岡振興部地域づくり振興課(地域振興課)			
項目	道の駅アップルヒル管理運営事業(ハード)			
	貸出備品に係る備品管理シールの未更新について			
意見	市が貸与している備品に旧版の管理シールが貼られたままとなっており、現行体系との不一致が生じている。システム上で照合可能とはいえ、現場に即時確認できる対応表がなく、識別に手間を要する現状は、管理事務の効率性と正確性を損なう要因となる。資産の所在・状況を迅速に把握できるよう、旧番号と現番号の対応表を整備し、確認手順を明確化するなど、実務負担の軽減と備品管理の適正化を図ることが望ましい。			
掲載ページ				
147				
経緯	システムの更新に伴う現行管理体制以降、備品確認を行う際はその都度システム上で確認を行っていました。システムの更新に伴い現行の管理体制へ移行して以降、備品の確認を行う際は、その都度システム上の登録内容を確認していました。			
措置状況	区分	措置済		
	今後の改善予定等			
備品管理の正確性をより高めるため新旧管理番号対照表を整備し、市と指定管理者が資産の所在・状況を把握できるようにしました。				

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見28
担当課	浪岡振興部地域づくり振興課(地域振興課)			
項目	道の駅アップルヒル管理運営事業(ハード)			
	決算書提出期限の明確化について			
意見	指定管理者の決算書について、固有の提出期限が明確に定められておらず、月次報告の期限を流用している実態が確認された。決算書は年間実績を総括する重要資料であり、期限が不明確では事後の検証や改善に支障をきたすおそれがある。また、報告の正確性を担保するためには、精査に必要な期間の確保も重要である。事務の確実性と信頼性を向上させるため、月次報告とは別に、作業実態を考慮した適切な提出期限を明確に指定すべきである。			
掲載ページ				
148				
経緯	年次報告書の提出期限については、協定書等に明確な定めがなかったことから、月次報告書の提出期限を準用して運用していました。			
措置状況	区分	措置済		
	令和8年度の年次報告書からは提出期限を設定し、指定管理者へ通知しました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見29
担当課	浪岡振興部地域づくり振興課(地域振興課)			
項目	道の駅アップルヒル管理運営事業(ハード)			
	指定管理に係る決裁日付の適正な記録について			
意見	精算書に添付される事業報告書を4月以降に入手しているにもかかわらず、システムの仕様により決裁日が「3月31日」と登録され、実態と乖離している。決裁日は事務処理の時期を証明する重要な記録であり、日付が不正確な現状は、公文書としての正確性や透明性を損なうおそれがある。事務の適正性を担保するため、実際の処理日を正しく反映できるよう、システム設定の見直しや運用方法の改善を検討すべきである。			
掲載ページ				
149				
経緯	当該精算書は令和6年度の事業実績であることから、決裁日を令和7年3月31日と処理していたものです。			
措置状況	区分	措置予定		
	事業報告書については、当該年度内に精算が完了できるよう、適正な処理を行います。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	指摘事項16
担当課	浪岡振興部地域づくり振興課(地域振興課)			
項目	浪岡駅周辺施設管理運営事業			
	経費精算について			
指摘事項	電気料等の超過分を市が追加支給しているが、覚書には「余剰金の返還」規定はあるものの「超過分の支給」に関する明確な規定がない。現在は都度の個別対応で補っている状態であり、制度の整合性や透明性に欠け、財務執行の適正性に懸念がある。今後は、協定書や仕様書を見直し、予算超過時の費用負担ルールを明文化すべきである。契約に基づいた統一的な運用を徹底し、財務処理の適正化を図ることを求める。			
掲載ページ				
154				
経緯	光熱水費等の一部費目を精算対象経費としていることから、経費精算時に不足が生じた場合には、その都度、指定管理者と協議の上、覚書の変更を行い、追加支給により対応していました。			
措置状況	区分	措置済		
	予算を上回った場合における指定管理料の追加支給に係る取扱いを明確化するため、令和8年度の覚書において、「不足が生じた場合は施設設置者と協議するものとする。」との規定を追加しました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	指摘事項17
担当課	浪岡振興部地域づくり振興課(地域振興課)			
項目	浪岡駅周辺施設管理運営事業			
	繰越金の誤処理について			
指摘事項	令和6年度決算において、前年度からの繰越額が一致しない重大な会計ミスが確認された。原因は、指定管理者が負担すべき修繕費を誤って指定管理料の修繕費から支出し、その修正時に「繰越金」を直接操作したことにある。本来、確定済みの繰越金が当年度の処理で変動することはない。決算まで不整合が放置された現状は、市と管理者のチェック機能不全を露呈している。今後は、会計処理の適正化を徹底し、決算数値の妥当性を複数人で検証する体制を整備して、予算執行の信頼性を確保すべきである。			
掲載ページ				
155				
経緯	修繕費の精算に当たっては、市が指定管理者に対して修正を指示し、適正に精算処理を行っていましたが、修正後の決算書の提出は求めていませんでした。			
措置状況	区分	措置済		
	今後、同様の事案が発生した際には、複数人による内容確認を行うとともに、修正後の書類についても確実に提出を受けることを徹底します。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	指摘事項19
担当課	浪岡振興部総務課(地域振興課)			
項目	地域おこし協力隊活動支援事業(浪岡)、浪岡地区移住・定住促進事業			
	浪岡地区移住・定住促進協議会の文書保存期間について			
指摘事項	協議会の事務局を市が担い、活動資金もほぼ全額市からの負担金で賄われている現状、市が直接事業を行う場合と同等の説明責任が求められる。しかし、協議会の文書保存期間は「最長5年」と、市の「永年・10年」等と比較して著しく短期であり、公益性や公金支出の透明性を担保するには不十分である。特に重要規程や決算、契約書類が早期に破棄される運用は、事後の検証を困難にするリスクが高い。今後は、市民への説明責任を果たすため、協議会の処務規程を見直し、文書保存期間を市の基準と同水準まで延長するなど、適正な文書管理体制を整備すべきである。			
掲載ページ				
189				
経緯	浪岡地区移住・定住促進協議会の処務規程は、類似組織の規程を参考にして定めたため、文書の保存期間が本市の基準と比較して短く設定されていました。			
措置状況	区分	措置済		
	当該協議会の活動は、浪岡地区への移住促進という公益的な目的のために実施されており、事務局は市が担っています。また、活動資金の多くは市からの負担金であるため、令和8年度から文書の保存期間を本市の基準に合わせました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見35
担当課	浪岡振興部総務課(地域振興課)			
項目	地域おこし協力隊活動支援事業(浪岡)、浪岡地区移住・定住促進事業			
	協議会における工事契約の業者選定方法について			
意見	協議会が実施した374万円のリノベーション工事において、見積競争による業者選定が行われた。これは協議会の現行規定には反しないが、仮に市が同契約において業者を選定する場合は、130万円を超えるため競争入札を実施する必要がある。協議会の活動資金がほぼ公金であり、事務も市が担っている実態に鑑みれば、業者選定には市と同水準の高い透明性と公正性が求められる。事務コストやスピード面での利点は認められるものの、公金支出の妥当性を担保するため、今後は市に準じた競争入札制度の導入を検討し、選定過程の客観性を高めることが望ましい。			
掲載ページ				
191				
経緯	当該工事契約においては、早期に移住体験者の受け入れを開始するため、事務処理期間が比較的短い見積競争による選定方法を採用しました。			
措置状況	区分	措置済		
	同協議会における工事契約についても、今後、同様の案件が生じた際には、本市に準じた業者選定方法を採用することとします。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見36
担当課	浪岡振興部地域づくり振興課(地域振興課)			
項目	浪岡地区バドミントン移住学生支援事業(補助金)			
	自家用車燃料費に対する補助額について			
意見	自家用車燃料費の補助について、現状は領収書に基づく実費精算が行われているが、この方法は真の実費特定が困難であり、申請額の過不足や事務の煩雑さを招くおそれがある。市職員の旅費精算では、合理性と簡便性を考慮し「走行距離に応じた定額支給(1km37円)」が採用されている。本補助金においても、経路の合理性を担保した上で、実費領収書の提出を求めるのではなく、自宅から目的地までの走行距離に単価を乗じた計算方法へ変更すべきである。これにより、公平性の確保と事務負担の軽減を図り、適正な予算執行を推進することを求めたい。			
掲載ページ				
200				
経緯	本事業は、他の移住支援金制度を参考に制度設計を行っており、青森市浪岡地区バドミントン移住学生支援金交付要綱に基づき、距離単価方式による算定額と実費精算方式による算定額を比較し、いずれか低い額を支給する比較精算方式を採用していました。			
措置状況	区分	検討中		
	距離単価方式と実費精算方式それぞれのメリット・デメリットを改めて整理するとともに、他の移住支援金との整合性を図りつつ、燃料価格の変動などの社会情勢も考慮しながら、制度の在り方について検討を行います。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見37
担当課	浪岡振興部地域づくり振興課(地域振興課)			
項目	浪岡地区バドミントン移住学生支援事業(学生寮管理運営)			
	学生寮の将来ビジョンの早期策定について			
意見	浪岡高校の閉校決定により、同校存続を前提とした学生寮の設置意義が揺らいでいる。年間約1,784万円の公費負担に対し、入寮者減少や通学の遠隔性、将来の指導体制への不安など、コストに見合う公益性の確保が課題である。市は、市民へのメリットと負担を再検証し、存続や転用を含めた将来ビジョンを早期に策定すべきである。また、現在の入寮者が不利益を被らないよう、卒業までの指導体制を責任もって保障するとともに、市民や入寮希望者への丁寧な説明を行うことが望ましい。			
掲載ページ				
204				
経緯	浪岡地区において伝統的に盛んなバドミントンによるまちづくりを推進するため、県外から意欲ある中高生を受け入れ、競技力の向上を図るとともに、将来的な定住促進及び地域活性化に寄与することを目的として、学生寮を運営しています。			
措置状況	区分	検討中		
	浪岡高校の閉校を踏まえ、関係機関と協議しながら、統合校(青森西ヶ丘高校)におけるバドミントン指導体制の整備状況を注視するとともに、本事業の在り方及び今後の方向性について検討を行います。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見25
担当課	企画部財政課			
項目	北畠まつり開催支援事業			
	補助金等チェックシートの運用について			
意見	前年度の指摘を受け内容が変更された「補助金等チェックシート」が、令和4年度から数年間ほぼ同一の内容で作成されており、極めて形式的な運用に陥っている。社会情勢や事業内容の変化が反映されておらず、また、令和7年度以降の新フォームでは「評価理由欄」そのものが削除されており、客観的な検証プロセスを外部から確認することが困難な仕様となっており、現状の運用は、PDCAサイクルが機能していない。チェックシートを形骸化させず、本来の制度改善ツールとして機能させるためには、各年度の具体的な実績に基づく評価理由の明記を必須とすべきである。また、財政課はガイドラインを策定するだけでなく、実効性のある検証が行われているか審査・指導機能を強化することが望ましい。			
掲載ページ				
138				
経緯	予算編成過程において、補助金等チェックシートを活用した実効性のある検証が行われていませんでした。			
措置状況	区分	措置予定		
	令和9年度当初予算編成における補助金等チェックシートの作成に当たっては、各年度の具体的な実績に基づく評価理由の明記を必須とします。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見8
担当課	企画部行政資産経営課			
項目	文化観光交流施設運営管理事業			
	指定管理者による施設賠償責任保険への加入原則と募集要項の整合性について			
意見	市の指定管理者制度導入基本方針では、事故発生時の補償確保と市の求償不能リスク回避のため、施設賠償責任保険への加入を「原則」としている。しかし、募集要項では「推奨」に留まっており、現場の運用と方針が乖離している。高額賠償発生時に指定管理者の資力が不足していれば、市民への補償遅延や市税による負担転嫁を招くおそれがある。市はリスク管理の観点から、保険加入の義務化や補償限度額の明記など、実効性のある措置を講じることが望ましい。			
掲載ページ				
80				
経緯	平成30年7月に改定された青森市指定管理者制度導入基本方針（以下「基本方針」という。）では、指定管理者が施設賠償責任保険に加入することを原則としています。 一方、行政資産経営課が令和6年5月22日付けで発出した「令和6年度青森市指定管理者選定評価委員会審査資料の提出について(依頼)」の資料1「募集要項・仕様書作成に係る留意事項等について」には、「指定管理者の負担により施設賠償責任保険に加入することを推奨しています。」と記載しており、基本方針との間に齟齬が生じていました。 文化観光交流施設の指定管理者の募集に当たり、施設を所管する観光課は、当該資料1の記載に基づき、募集要項に「指定管理者の負担により施設賠償責任保険に加入することを推奨しています。」と記載したものです。			
措置状況	区分	措置済		
	行政資産経営課では、令和7年5月26日付け「令和7年度青森市指定管理者選定評価委員会審査資料の提出について(依頼)」の資料1「募集要項・仕様書作成に係る留意事項等について」の記載を見直し、「原則として、指定管理者の負担により施設賠償責任保険に加入し、当該賠償責任に対応すること。」と改めました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見27
担当課	企画部行政資産経営課			
項目	道の駅アップルヒル管理運営事業(ハード)			
	決算書資料の記載項目の整理について			
意見	指定管理者から提出される決算書の様式や項目がバラバラで、確認作業の効率性や理解の難易度に差が生じている。現状、市はフォーマットを定めておらず、担当部署も指定管理者ごとの構成に従っているが、これでは年度間の連続性や必要情報の網羅性を担保しにくい。確認事務の標準化と透明性確保のため、市として最低限必要な記載項目を整理し、共通の参考様式を整備するなど、適正な監督体制を整えることが望ましい。			
掲載ページ				
148				
経緯	青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第12条において、「指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消されたときは、その日後)次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。」と定められており、その記載事項は、「管理業務の実施状況及び利用状況」、「管理に係る経費の収支状況」及び「市長が特に必要と認める事項」となっています。 この規定に基づき、市は指定管理者に対して収支決算書の提出を求めており、指定管理者は任意の様式で収支決算書を提出しています。			
措置状況	区分	検討中		
	収支決算書について、年度間の連続性や必要情報の網羅性を担保し、確認事務の標準化、効率化を図る等のため、令和8年度中を目途に、参考様式や記載項目について検討します。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見30
担当課	企画部連携推進課			
項目	青函ツインシティ推進事業			
	津軽海峡エリア料理人フォーラムへの負担金支出に伴う事業効果の検証について			
意見	本事業は、民間分野の知見蓄積等を通じた間接的な効果を期待するものであり、市への直接的な効用を定量化することは容易ではない。しかし、公金支出の妥当性を円滑に説明するためにも、開催後に民間レベルでどのような具体的な取組が進展したかフォローアップを行い、その状況を客観的に検証・記録しておくことが望まれる。			
掲載ページ				
159				
経緯	津軽海峡エリア料理人フォーラムは、青函ツインシティ提携35周年記念事業の1つとして、青函圏の食を通じた地域振興に向けた民間分野の知見蓄積等を通じた間接的な効果を期待し、令和6年10月に本市で開催しました。			
措置状況	区分	措置済		
	本市でのフォーラム開催を契機として、令和7年9月には、むつ市においてもフォーラムが開催されました。これにより、青函圏の食を通じた地域振興に向けた民間分野における知見の蓄積等が進み、函館市、青森市及び下北地域を結ぶ観光導線の強化を図りながら、津軽海峡エリアの食の魅力を発信する、より広域的な取組へと進展が図られていることをフォーラム主催者への確認・検証により把握し、取組内容として記録しました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見31
担当課	企画部連携推進課			
項目	青森市移住促進事業(補助金)			
	移住促進事業補助金の確定申告について			
意見	青森市移住支援金は、所得税法上の「一時所得」に該当し、受給した市民には確定申告や住民税申告の義務が生じる場合がある。現在、市はこれら税務上の注意点を口頭で伝えるに留まっており、移住者の理解不足による申告漏れが懸念される。本事業では交付要件に「市税の完納」を掲げていることから、市には一層の丁寧な説明が求められる。今後は、税務署への確認を促す内容や、市窓口での相談案内等を含めた「書面」による周知を徹底し、移住者が不利益を被らないよう適切な情報提供を行うことが望ましい。			
掲載ページ				
164				
経緯	移住支援金は、所得税法上の一時所得に該当し、受給した市民によっては、確定申告をする義務が発生する場合がありますが、市はこれら税務上の注意点を口頭で伝えるに留めていました。			
措置状況	区分	措置済		
	移住支援金は、所得税法上の一時所得として取り扱われること及び確定申告などにかかる相談は税務署へ確認することについて、本市ホームページ、事前説明書類及び交付決定に係る文書に記載内容を追加し、移住支援金を受給した市民への周知徹底を図っています。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見32
担当課	企画部連携推進課			
項目	新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業			
	東青地域移住促進事業におけるSNS活用と体験事業の連動性向上について			
意見	SNS発信の目標達成は評価できるが、移住体験を定住に繋げるには戦略的な連動が重要である。今後は投稿数に加え、閲覧数等の指標で発信内容を最適化し、認知から体験へ円滑に誘導することが望ましい。また、体験後も空き家情報の提供等の既存施策を個別に最適化して継続し、きめ細やかなフォローで関係人口の定住化を促す工夫を期待したい。			
掲載ページ				
170				
経緯	SNSでの認知から体験、そして定住へと段階的にステップアップさせるための戦略的な連動において、さらなる充実の余地があるとの視点からの意見と認識しています。			
措置状況	区分	措置済		
	本市では、より参加者のターゲットを絞り、ターゲットに合わせたSNS等のタッチポイント戦略の改善とともに、移住コーディネーター等による移住体験後の継続的なフォローアップやニーズに応じた体験メニューを提案するなど、関係人口から将来的な定住人口へと進化するため、きめ細やかなアプローチを継続して実施しています。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見33
担当課	企画部連携推進課			
項目	むつ湾広域連携事業(負担金)			
	「むつ湾フォーラム」における具体的成果の検証と広域連携の深化について			
意見	気候変動がむつ湾沿岸地域の環境に与える影響が深刻化する中、4回目を迎えた「むつ湾フォーラム」には、意識啓発に留まらない実効性が求められる。今後は開催を目的化せず、各自治体の実行計画や削減実績の共有、共同アクションの模索など広域連携を深化させるとともに、参加者の行動変容や削減効果を客観的に検証・記録することが望ましい。			
掲載ページ				
173				
経緯	陸奥湾を豊かで美しい海として守り続けるため、沿岸8市町村で構成されるむつ湾広域連携協議会において「むつ湾フォーラム」を開催し、環境問題のトレンドに関わるテーマについて広く学んでいただくための基調講演や、陸奥湾の環境保全に取り組んでいる団体等による活動発表を行い、環境保全意識の啓発に取り組んでいます。			
措置状況	区分	措置予定		
	地球温暖化対策としての温室効果ガス排出削減に向けた取組については、各市町村がそれぞれ実行計画を策定し、排出削減目標の達成に向けた取組を実施しているところです。 今後は、むつ湾広域連携協議会において、各市町村の脱炭素に向けた取組状況や温室効果ガス排出量の実績等を共有するとともに、各参加主体における具体的な削減行動についても把握していきます。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	指摘事項18
担当課	企画部連携推進課			
項目	連携中枢都市圏推進事務(連携)			
	連携事業数(実績値)のカウント方法について			
指摘事項	成果指標である連携事業数の算定において、令和3年度の事業統合後も旧事業が重複してカウントされていた。事業評価の客観性を高めるため、統合等の実態に合わせ、測定方法を適時見直すことが必要である。なお、実態に即して再計算した結果、いずれの年度も目標値を達成しており、広域連携事業は着実に推進されていることが確認された。			
掲載ページ				
177				
経緯	本市を含む東青地域5市町村で形成する「青森圏域連携中枢都市圏」では、総務省が示す連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき、圏域で取り組む連携事業等を定めた「青森圏域連携中枢都市圏ビジョン」を策定しており、その取組期間を5年間としています。 連携事業数の取扱いについては、ビジョンに定めた連携事業を統合するなど、事業数の整理を要する場合には、5年間の取組期間の終了後、次期ビジョンの策定に合わせて行うものと認識していました。			
措置状況	区分	措置済		
	事業統合後の旧事業については、令和6年度に策定した第2期連携中枢都市圏ビジョンから削除しました。 また、連携事業数の取り扱いについては、事業評価の客観性を高めるため、実態に合わせて適時事業数を整理した上でカウントする方法に改めました。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見34
担当課	企画部連携推進課			
項目	公民連携推進事業			
	公民連携に向けた外部提案の管理と検討プロセスの可視化について			
意見	展示会等を契機として一部の事業者から得られた具体的な民間提案について、担当部局との協議内容や採否の判断過程が記録されておらず、組織的な知見の蓄積に課題がある。検討経緯が不明確な現状では、担当者の異動による情報の断絶や、類似検討の重複といった非効率を招くリスクがある。外部の先進事例を確実に行政サービスへ還元するため、協議要旨や見送り理由の記録を作成し保存すべきである。また、即時の事業化が困難な提案も「ナレッジベース」として整理し、将来の課題解決時に迅速に参照・活用できる体制を整えることが望ましい。			
掲載ページ				
180				
経緯	本市では、公民連携を推進するため、事業者等からの提案を一元的に受け付けるとともに、連携事業の実施に向けた調整を行う「青森市公民連携デスク」を設置し、「青森市公民連携ポータルサイト」を通じて提案を受け付ける体制を整備しています。 ポータルサイトを通じて受け付けた民間提案については、協議内容や採否の判断過程等を記録しています。一方で、展示会等を契機として得られた民間提案については、担当部局における事業化検討の参考となるよう情報提供を行った上で、口頭によりやり取りを行っていたことから、協議内容や採否の判断過程に関する記録が整備されていなかったものです。			
措置状況	区分	措置済		
	令和7年度からは、展示会等のポータルサイト以外のルートで得られた民間提案についても協議内容や採否の判断過程の記録を整備し、組織における情報として蓄積しています。			

令和7年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見38
担当課	総務部総務課			
項目	措置状況の監査			
	措置状況報告における定義の明確化と実効性の確保について			
意見	監査結果に対する「措置状況」の多くが「改善済」とされているが、精査すると「検討中」や「現状維持」の表明に留まる不適切な事例が散見される。計画立案のみで完了とみなす現行の運用は、監査制度の形骸化を招き、市民への不正確な報告となるおそれがある。今後は「計画中」と「実施完了」を明確に区別し、全項目が真に改善されるまで継続して進捗を公表する体制へ転換すべきである。また、指摘を採用しない場合も、その合理的根拠を明示して「現行運用継続」等と正しく開示することを求める。具体的施策が実行され、効果が発生した段階を「措置」と再定義し、実効性ある改善を徹底されたい。			
掲載ページ				
230				
経緯	これまで、改善策が整理された段階にとどまる事案についても「是正済」又は「改善済」として整理し、措置を講じたとして取り扱ってきました。			
措置状況	区分	措置済		
	令和8年度から、是正又は改善が完了した段階と、対応方策を整理した段階とを明確に区別することとしました。具体的には、見直し後の区分について、「措置済」を、是正又は改善が完了したもの、「措置中」を、是正又は改善のための対応に着手しているもの、「措置予定」を、是正又は改善の内容が決定しているが未着手のもの、「検討中」を、対応の要否又は是正若しくは改善の方法について検討しているもの、「現状維持」を、検討の結果、現行の取扱いを継続するものとししました。 また、令和9年度以降は、新たな包括外部監査結果に係る全ての指摘事項及び意見への措置状況に加え、過年度の包括外部監査結果への措置状況が、「措置中」、「措置予定」、「検討中」であったものについて、その進捗状況を報告することとします。			